

県央地域医療連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県央地域医療連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 協議会は、三条地域振興局健康福祉環境部長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 県央保健医療福祉圏域（以下「圏域」という。）における地域保健医療計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 圏域での医療連携体制の構築及び推進に関すること。

2 協議会の進行は、委員の互選により選出した議長が行う。

(委員等)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから三条地域振興局健康福祉環境部長が毎年必要に応じて依頼する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護サービス事業者
- (3) その他三条地域振興局健康福祉環境部長が必要と認める者

2 三条地域振興局健康福祉環境部長は委員のほか、必要に応じて、関係市町村の職員、福祉保健部本庁職員の出席を求めることができるものとする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、三条地域振興局健康福祉環境部において処理する。

附則

この要綱は、平成19年1月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年7月25日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年7月23日から実施する。